| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 第一項第一号及び第二項（これらの規定を第四条の四の二において準用する場合を含む。） | | | | | |
| 第一条の三第八項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。） | 規定する申請書 | 部分の申請書 | 別記第四号様式 | 申請を | |
| 第一条の三第八項及び第十一項（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第三条の七第一項第三号、第三項及び第四項、第四条第一項第七号（第四条の四の二において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第四条の八第一項第五号（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）及び第二項 | | | | | |
| 第一条の三第十項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。） | 係る確認の申請 | 当該申請 | 直前の確認 | | |
| 第一条の三第十一項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第四条第一項第五号及び第二項（これらの規定を第四条の四の二において準用する場合を含む。）、第四条の八第一項第三号及び第二項（これらの規定を第四条の十一の二において準用する場合 | 係る通知 | 当該通知 | 直前の審査 | | |